

事業概要説明書 [1]		事業番号	3-7										
事務事業名	し尿収集運搬及び手数料徴収事業	担当部名	環境部										
事業開始年度	昭和43年度・昭和61年度・平成19年度	担当課名	廃棄物対策課										
実施方法	委託・直営	担当係	一般廃棄物係										
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例												
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	環境保全及び公衆衛生のため、し尿の収集運搬を適正に行い、これに伴うし尿汲取手数料の適正な徴収を行う。											
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何をするのか 〕	<p>旧宮崎市域・佐土原町域の市民の排出したし尿を汲取り、収集したし尿をし尿処理施設まで運搬する業務について適正な処理を行える業者へ委託することにより行う。</p> <p>また、し尿汲取りに伴い発生したし尿汲取手数料の徴収については納付書、口座振替及び集金により行う。</p> <table border="1" data-bbox="497 1126 1401 1249"> <thead> <tr> <th></th> <th>し尿収集運搬業務</th> <th>し尿汲取手数料徴収業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧宮崎市域</td> <td>委託 (株式会社 宮崎衛生公社)</td> <td>直営</td> </tr> <tr> <td>佐土原町域</td> <td>委託 (有限会社 佐土原サニタリー)</td> <td>委託 (有限会社 佐土原サニタリー)</td> </tr> </tbody> </table>				し尿収集運搬業務	し尿汲取手数料徴収業務	旧宮崎市域	委託 (株式会社 宮崎衛生公社)	直営	佐土原町域	委託 (有限会社 佐土原サニタリー)	委託 (有限会社 佐土原サニタリー)
		し尿収集運搬業務	し尿汲取手数料徴収業務										
旧宮崎市域	委託 (株式会社 宮崎衛生公社)	直営											
佐土原町域	委託 (有限会社 佐土原サニタリー)	委託 (有限会社 佐土原サニタリー)											
事業の必要性	し尿などの一般廃棄物については廃棄物処理法第6条の2の規定により市の責務において当該一般廃棄物を収集運搬し、処分することが定められている。 また、し尿汲取手数料は受益者負担の観点から収納すべきものである。												
コスト	平成23年度(予算)		人件費										
	直接事業費 (A)	165,400 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)									
	人件費 (B)	12,450 千円	正規職員	6,750 千円									
総事業費 (A+B)	177,850 千円	嘱託員	5,700 千円	従事職員数									
平成23年度 直接事業費内訳	<ul style="list-style-type: none"> ○し尿収集運搬事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 旧宮崎市域 委託料 94,429千円 (2) 佐土原町域 委託料 55,816千円 ○し尿汲取手数料徴収事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 旧宮崎市域 直営費 3,400千円 (2) 佐土原町域 委託料 11,755千円 ○合計 165,400千円 												

事業概要説明書 [2]		事業番号	3 - 7		
年度		平成22年度(決算)	平成23年度(予算)		
直接事業費		183,221 千円	165,400 千円		
財源	一般財源	76,345 千円	67,019 千円		
	受益者負担金	106,876 千円	98,381 千円		
	その他	0 千円	0 千円		
成果目標 〔 どういう状態 を目指すのか 〕	<p>し尿の収集が適切に行われることにより、し尿が溢れ周辺環境を汚染することのないようにする。 また、し尿汲取手数料が滞納なく収納されるようにする。</p>				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている			
	[説明]	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の収集運搬が問題なく行われている。 ・し尿汲取手数料が目標収納率を達成している。 			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段: 指標の説明)	単位	数値 (上段: 目標 / 下段: 実績)		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
	し尿収集量	kl	9,947	8,694	8,960
			9,947	9,341	
	旧宮崎市域現年度分収納率	%	96.92	97.25	97.50
	96.92		97.26		
事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に影響を与えることなく適正なし尿の収集運搬を行うことができている。 ・手数料の滞納者には嘱託員による早期訪問徴収により、収納率の向上が図られている。 				
特記事項 〔 参考情報等 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿汲取手数料について、料金改定及び料金統一化の検討を行っている。 ・田野町、高岡町及び清武町の区域においては、宮崎市と国富町で設置している一部事務組合である宮崎県中部地区衛生組合が、し尿に関する全ての業務を行っている。 <p>※「一部事務組合」：複数の地方公共団体が、行政サービスの一部を共同で行うために設置する組織</p>				

し尿収集運搬事業等補助資料【廃棄物対策課】

1 各事業の概要

事業名	事業概要
①し尿収集運搬事業（旧宮崎市）	【旧宮崎市域】し尿の収集運搬を委託により行う
②し尿収集手数料徴収事業（旧宮崎市）	【旧宮崎市域】し尿汲取手数料徴収業務を市直営により行う
③し尿収集運搬及び手数料徴収事業（佐土原）	【佐土原町域】し尿の収集運搬及びし尿汲取手数料徴収業務を委託により行う

2 委託先・委託金額等の推移

事業名	①し尿収集運搬事業 （旧宮崎市）	②し尿収集手数料徴収 事業（旧宮崎市）	③し尿収集運搬及び手 数料徴収事業（佐土原）
委託先	(株)宮崎衛生公社	(株)宮崎衛生公社への委 託から直営業務に変更	(有)佐土原サニタリー
開始年度	昭和 43 年度	平成 19 年度	昭和 61 年度
委託 料等	21 年度	137,550 千円	14,010 千円
	22 年度	112,350 千円	60,757 千円
	23 年度	93,870 千円	12,476 千円
		内訳 ①人件費 71,520 千円 ②物件費 9,753 千円 ③諸経費他 12,597 千円 ④必要とする人員・車両 作業員 10 名 事務員 4 名 バキュームカー 5 台	13,600 千円 内訳 ①人件費 10,200 千円 ②需用費 1,251 千円 ③役務費 1,784 千円 ④その他 365 千円 ⑤必要とする人員・車両 嘱託員 3 名 職員 0.9 名 スクーター 2 台
選定方式	随意契約	—	随意契約
選定理由	法施行令第 4 条の委託基準に「施設・人員・財政的基礎・相当の経験を有すること」等が規定されており、この規定に基づき当該業務を実施できる業者を選定	—	法施行令第 4 条の委託基準に「施設・人員・財政的基礎・相当の経験を有すること」等が規定されており、この規定に基づき当該業務を実施できる業者を選定

※「法施行令」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

※「随意契約」は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定するもの

3 し尿収集世帯等

		①し尿収集運搬事業 (旧宮崎市)	②し尿収集手数料徴収 事業 (旧宮崎市)	③し尿収集運搬及び手 数料徴収事業(佐土原)
し尿 世帯	21年度	2,148世帯		1,653世帯
	22年度	1,953世帯		1,552世帯
	23年度	1,800世帯(見込)		1,510世帯(見込)
し尿 収集 量	21年度	5,669kℓ		4,278kℓ
	22年度	5,252kℓ		4,089kℓ
	23年度	4,900kℓ (見込)		4,060kℓ (見込)
手数 料収 納率	21年度		(現年分) 96.92%	(現年分) 99.96%
	22年度		(〃) 97.26%	(〃) 99.92%
	23年度		(〃) 97.50%(目標値)	(〃) 100%(目標値)

4 収集作業量 (平成22年度実績)

	旧宮崎市域	佐土原町域
作業内容	旧宮崎市内を区域分けし、一月に一回、区域ごとに汲取り、宮崎衛生処理センターに搬入する。汲取箇所が市内全体に点在しているため、収集効率は悪い。汲取りにかかる時間は1件当たり約30分であるが、移動にかかる時間が多くなっている。休日の緊急汲取りにも対応している。	佐土原町域を区域分けし、一月に一回、区域ごとに汲取り、佐土原クリーンパークに搬入する。休日の緊急汲取りにも対応している。
平均収集件数	113.3件/日(5台) 22.7件/日/台	76.9件/日(3台) 25.6件/日/台
平均積載量	2.13t	2.21t
平均搬入回数	10.1回/日	7.6回/日
稼働日数	244日	244日

5 し尿汲取手数料

	旧宮崎市域	佐土原町域
現行料 金体系	家庭系 1と2と3の合計額 1 1便槽につき310円 2 10リットルごとに88円 3 公共下水道又は農業集落排水処理施設の処理区域となつてから3年を経過した区域において、くみ取りを行うとき460円	家庭系 1と2の合計額 1 100リットルまで880円 2 100リットルを超える量は10リットルごとに88円
	事業系 1と2と3の合計額 1 1便槽につき310円 2 10リットルごとに95円 3 公共下水道又は農業集落排水処理施設の処理区域となつてから3年を経過した区域において、くみ取りを行うとき460円 ※仮設トイレのくみ取りの場合は、1と2と3の合計額に3,150円を加算	事業系 1と2の合計額 1 1便槽につき1,000円 2 10リットルごとに100円
両地区の料金統一化の必要があり、このための条例改正について準備作業中		